

令和元年

総務委員会

9月18日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和元年9月18日

午前10時00分 開会

午前11時35分 閉会

1. 出席委員

委員長	毛 受 明 宏	副委員長	ふじえ 真理子
委員	ごとう 学	委員	青 木 亮
委員	一 色 美智子		
議長	三 浦 桂 司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴 木 美智雄	議事課長	近 藤 恒 明
議事課主事	松 林 淳		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	坪 野 順 司
行政経営部長	藤 井 和 久	市民生活部長	馬 場 秀 樹
健康福祉部長	伊 藤 正 弘	行政経営部次長	古 田 範 明
企画政策課長	中 村 泰 正	財政課長	萩 野 昭 久
防災防犯対策課長	塚 田 力	税務課長	塚 本 由 佳
債権管理課長	加 藤 健 治	市民協働課長	水 野 美 樹
市民課長	青 木 由美枝	社会福祉課長	近 藤 有 紀 子
健康長寿課長	小 川 正 寿	子育て支援課長	二 宮 眞 由 美
防災防犯対策課主幹	羽 場 浩 一 郎	企画政策課長補佐	若 井 雅 宏
財政課長補佐	浦 倫 彰	防災防犯対策課長補佐	前 田 泰 之
防災防犯対策課長補佐	松 本 裕 介	税務課長補佐	山 田 康 晴
税務課長補佐	田 木 勇	市民課長補佐	杉 浦 由 季
契約検査担当係長	日 下 智 幸	市民税担当係長	前 田 三 和
収納担当係長	前 野 宏 明	協働推進担当係長	加 藤 圭

5. 傍聴議員

服部 龍一	堀内 ちほ	いとう ひろし	中村 めぐみ
林 ゆきひろ	鵜飼 貞雄	清水 義昭	郷右近 修
宮本 英彦	近藤 千鶴	近藤 郁子	月岡 修一
近藤 善人			

6. 傍聴者

一般傍聴者 1名

午前10時開会

○総務委員長（毛受明宏議員） おはようございます。定刻に御参集いただきありがとうございます。
ございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶を願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。本日の総務委員会に付託されました案件、
6つの議案でございます。慎重なる審査をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 議長より挨拶を願います。

三浦議長。

○議長（三浦桂司議員） 私は委員ですので、多くは質問いたしませんけども、1つ、2
つ、3つほど質疑させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたした
いが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事
に直接関係しない職員は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますの
で、御承知おきください。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（毛受明宏議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、
委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

（一般傍聴者入室）

○総務委員長（毛受明宏議員） 本日の議事につきましては、本委員会に付託されました
案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点
を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第62号 豊明市公契約条例の制定についてを議題といたします。

本案につきましては、既に本会議で萩野財政課長より提案説明を受けておりますので、
直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方。

ごとう議員。

○ごとう 学委員 ちょっと事前通告がしていなかったので申しわけないんですが、多分用意できていると思いますので、この条例に関する施行規則とか要領とか、そういったものがあれば資料として提出をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○総務委員長(毛受明宏議員) ただいまごとう委員のほうから施行規則ですか。等があればということですが、当局において用意はできますか。

萩野財政課長。

○財政課長(萩野昭久君) 用意できます。規則と要領があります。用意できますが、印刷とかにちょっと時間が。

○総務委員長(毛受明宏議員) 大体どれぐらいですか。

○財政課長(萩野昭久君) 10分か15分ぐらいだと思います。

○総務委員長(毛受明宏議員) 10分か15分ということでありませうけど、いかがいたしまししょう。そのまま進めながらという。

その前に済みません。お諮りいたします。本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(毛受明宏議員) 賛成少数です。資料請求は否決されました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

青木委員。

○青木 亮委員 この条例の制定する背景については議会で市のほうから御説明いただきましたけども、この最後の第9条の市内業者の受注機会の確保ということで、地域経済の健全な発展という意味で市内の業者に受注の機会を確保するという規定が第1項、それから第2項においては下請者を選定するとき、それから資材等を調達するときも市内業者の積極的な活用という項目があるわけですがけれども、これは今までのこういった契約の中ではなかったことでしょうか。

○総務委員長(毛受明宏議員) 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 一応今までもあります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 条例第8条の2項、特に必要と認める公契約についてという文言がありますが、この特に必要と認める公契約というのはどういう契約のことでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 予定価格が5,000万以上の工事の請負契約、予定価格が500万以上の委託契約で4つありまして、市庁舎の清掃業務、警備業務、電話交換受付業務、あと給食の調理業務、あともう一つが予定価格が1,000万以上の指定管理の契約ですね。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今4つのもろもろ必要と認める公契約の御説明があったんですが、本市では大体何件ぐらいそういった推定で想定しているんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 5,000万円以上の工事につきましては、平成30年度ですと6件、29年度ですと4件、28年度ですと7件です。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 今のそのほかの調理、清掃の業務だとかというのはあれですか。指定管理も含めて、済みません。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。わかりました。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 清掃、警備、電話の交換受付、調理業務は該当してきます。指定管理のほうは1,000万以上ですので、ほぼこれからの契約という、入札とかもありますので、それによっても変わってきますが、ほぼ該当してくると思います。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの8条で受注者等は労働基準法、最低基準法というような表現がありますが、この労働者の適正な労働条件を確保するというのは賃金についていうと最低賃金法を守ればそれでいいということなんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 愛知県の最低賃金を守ることになっております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 そうしますと、工事ですのでいろんな職種があります。最低賃金法を守るだけだと現在は926円でしたかね。愛知県は。どちらにしてもそのくらいの金額だと思いますが、例えば重機のオペレーターとか特殊な技能を持っている人はそんな金額ではとても割に合わないと思うんですが、そういった個別の職種ごとの最低賃金を市で定めているところもありますが、それは定められていないということでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） そこまでは定めておりません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この時間賃金の報告書を業者から出させているところもありますが、そういった報告はさせるんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） そういうことはしません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 冒頭に青木委員も確認された9条に書いてあることは今までもあるよと。こういった労働基準法だとか最低賃金法に労働条件の確保というのは今までもなされていたと思うんですが、今回この条例を制定するに当たっての最大のポイントというか、何か問題があったからこういう条例制定に至ったんでしょうか。条例制定のポイントをお

願います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 今まで問題があったわけではありません。問題があったわけではないんですけど、基本的には最低賃金法などの労働法を遵守していただくことと、一定規模以上の事業については調査、指導を行えることを定めたもので、特に大きく変わることはないとは思いますが、業者が条例の趣旨を御理解いただいて、今まで以上に労働者の労働環境の改善を図っていただくことにより健全で安定した経営が推進されて、その結果、公共事業の品質の確保や金額、あと担い手の育成にもつながっていくことと考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 建設工事やなんかのあれですと請負業者から一次、二次って下請のほうへ多分下がっていく場合が、可能性が十分あると思うんですけども、そこら辺の下請の下請、二次下請の方のいわゆる雇用される労働者の賃金までを請負業者が把握してないかということになると思うんですけども、非常に業者にとっては余分な仕事と言っちゃ変な言い方ですけども、そこら辺の周知というのはどうなんですかね。十分なされますでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 建設業協会や商工会などをお願いをして、これから周知のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど実績で昨年度は6件ということでしたけれども、決算委員会のときに契約の一覧をいただきまして60件でした。全体が。ということは全体の1割ぐらいが対象で、残りの9割はこの公契約条例の適用の対象にならないということになってしまっていますが、その残りの9割のことについてはどのようにお考えでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 先ほどの6件というのは特定公契約とって、報告を求めたり、そういうことができるもので、全ての労働者などを使う契約に関してはこの条例が該当になります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 その報告ができないということですよ。9割についてはね。1割については報告をすることができる規定になっておりますけれども、そのほかはこのできる対象になっていないということですので、当然調査もできなければ指導もできないということになってしまいますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 報告書を求めることはできないんですけど、労働者などから相談などがあれば労働基準監督署なりと連携して対応していくことになります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 労働者からの申し出があった場合はということですけども、一般的にはなかなか労働者は申し出しにくいと思いますが、申し出した場合の不利益扱いの禁止とか、そういった条項を設けている公契約条例もあります。この条例の中にはありませんが、規則、あるいは要領の中でそういったことがあるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） そこまではありません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということですよと不利益扱いがあっても市としては知らずに済んでしまうということになるかなと思いますが、他市の条例などを見ておられますとこういった不利益扱いに違反したような義務違反があったような場合、契約解除をすとか、そういった条項も載せているところもありますが、この条例を見る限りではそれはないとい

うことでよろしいのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） そういったことがあった場合は労働基準監督署などと連携して対応していくことになります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 これもほかの条例を見てもと、今、申し上げた契約解除などをした場合に、うちは多分しないということなので、多分該当はない、該当といたしますか、こういうことはないと思いますが、契約解除したことによる損害賠償が生じてもその責任は業者のほうを負うというような、そういうところまで規定してある条例もありますが、豊明ではそういうことはないということによろしいのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） そこまではありません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 労使にかかわるような問題も出てくると思いますが、こういった問題について公契約審議会というのを設置して労働者側からも代表が出る、使用者側からも代表が出るというようなことで審議をする。学識経験者も入れて審議をする機関を設けているところもありますが、この条例にはそれがうたっていないように思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） そういうことはやっておりません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この公契約条例の最大の目的は、労働者が不当な労働条件のもとで働かされるのを防止するということにあるというふうに理解しております。

ところが、この条例案、先ほど来の質疑でもおわかりのように、第8条で労働者の適正な労働条件を確保しなければならないとうたっているだけで、最低賃金法以上の職種別の賃金を定めるわけでもないし、義務違反、そういったものがあってもその制裁もありません。要するにこの8条を実行あらしめる規定が全くなくて、ほとんど理念条例に終わっているというふうに私は思います。

その程度の内容でありながら、もう一方では市内業者の優遇策を強く求めておって、非常に業者寄りでアンバランス感を否めないというふうに思います。公契約条例というのは労働者の立場を十分に配慮したすぐれた先進事例が幾らでもありますので、もっとよく勉強してよりよい案で再提出していただきたいと思いますので、反対といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 議案第62号 豊明市公契約条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。

ここに書いてある条例文、今までにももう行われていることを改めてこうした条例にするという、明確にするということはいいことだと思っています。

本会議質疑のやりとりでありました新たな業務に伴う人員増、賃金コストなどの上昇はしないかという質疑に対して増は想定していないという、競争性を確保していくという御答弁がありました。この点をきちっと公平、公正に、労働者を守ると同時に、9条の部分にあることも含めて競争性を確保していくこと、実施していくことを要望し、賛成といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第62号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（毛受明宏議員） 賛成多数であります。よって、議案第62号は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号 豊明市有料自転車駐車場条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 議案第64号 豊明市有料自転車駐車場条例の一部改正について御説明をいたします。

この案を提出いたしますのは、使用料の適正化を図るため、豊明市有料自転車駐車場条例の一部を改正する必要があるからです。

それでは、内容を説明いたしますので、1枚おめくりください。

令和元年10月1日に消費税率が8%から10%へ引き上げられるため、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、前後駅及び中京競馬場前駅の有料自転車駐車場の2カ所の駐車料金金額を定めました別表第2を改正するものです。

自転車及び原動機付自転車の定期駐車料金を表の金額のとおり改めるものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の豊明市有料自転車駐車場条例の規定はこの条例の施行の日以後の使用料から適用し、同日前までの使用料につきましてはなお従前の例によるものとしています。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

一色委員。

○一色美智子委員 10月から3月までは利用者の周知のためということですが、利用者の方の周知はどのようにされますか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） ホームページや広報を使って周知をしております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回使用料とか手数料は別の議案ですがけれども、全体的に見直しをするその一環としてこの改正案が出されておるわけですがけれども、そのもとになる基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今回の有料自転車駐車場の利用料金の改正なんですけれども、今回は消費税が8%から10%に変わる分のみを純粹に上げております。これは消費税分の増加以外で受益者負担分の見直しにつきましては今現在市営駐輪場再整備調査事業を行っております。現在その調査を行っている段階ですので、その調査の結果を見ましてそのときに受益者負担分については検討していきたいと考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 消費税増分ということですが、これは金額を見ると必ずしも2%上がっていないように思いますが、その点はいかがでしょう。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 2%分すぐそのままということではありませんで、10円単位のほうにそろえております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回消費税が上がるということで、世論調査によりますと8割以上の人が非常に心配、あるいはある程度心配をしているというような中で、こういった引き上げをするということについての市民生活への影響については考慮されましたでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今回この料金のほうの改定につきましては消費税分だけの改定となっておりますので、全体的な社会の生活の考慮については消費税分だけの改定となっております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 今もPFIを含めた調査を2年債務負担行為で行っておりますが、先ほど今回は消費税分だけだよと。今後調査の結果によっては受益者負担の料金改定の可能性がある、値上がる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 現在事業のほうを進めておるんですけど、その結果におきましては駐輪場の数とか施設を変更するとかもあります。そのためによって料金改定を、上げることもあります、据え置き、なお値段が下がることもありますので、その辺につきましては今後決めていきたいと考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 私は消費税の引き上げそのものに反対でありますので、消費税分を上乗せすることは容認できません。

それから、ほかのいろいろな生活用品が食料品を除いて引き上げをされる中で、こういった引き上げをするというのは市民生活を守るということが自治体の役割でありますので、そういう中でこういう引き上げをするというのは許されないというふうに考えて反対といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 議案第64号 豊明市有料自転車駐車場条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

私は、当初この消費税分の値上げというのはいたし方ないのかなと、ほかの部分でも世の中でいたし方ないのかなと思っていたわけですが、なので、値上げが絶対にいかんということを言っているわけではないです。

今回6月議会の補正予算の討論でも述べたんですが、あと今回の決算委員会の審議を通して、まずまだ行政の努力、企業努力というのか、行政が努力した上でのいろんな工事の契約のこと、追加工事、設計の甘さとか、そういったことをやった上での料金アップというならまだわかるんですが、順番がちょっと逆かなと思いますので、今回この議案について、反対といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 消費税分の値上げでありますので、これはもう仕方がないと思います。利用者のほうの周知をしっかりといただきまして、さらなる市民サービスの向上をお願いいたしまして賛成といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第64号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（毛受明宏議員） 賛成多数であります。よって、議案第64号は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号 豊明市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 議案第65号 豊明市手数料徴収条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、手数料の適正化を図るため、条例の一部を改正する必要があるからでございます。

今回の手数料料金の改正につきましては、役務の提供がそれを必要とする受益者個人の必要によるものであるとの考えのもと、受益者負担率を100%として計算し、近隣市町と比較検証し、乖離がないよう改正するものです。

それでは、主な改正点について御説明をいたしますので、新旧対照表をごらんください。

第2条の第16号、印鑑登録証明、第18号、身分に関する証明、第19号、住民基本台帳に関する住民票及び戸籍附票の写しの交付、第23号、租税、その他公課に関する証明、第24号、地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳の記載事項の証明、第25号、営業及び職業に関する証明、第26号、法人及び組合に関する証明、第27号、地方税法第382条の2の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧、第28号、公簿、図面等の証明または閲覧、第31号、地縁の団体に関する証明、第34号、その他諸証明の発行の手数料を200円から300円に、第20号、住民基本台帳の一部の写しの閲覧の手数料を100円から200円に改正するものです。

また、第29号、在宅重度身体障害者等短期保護手数料、第30号、徘徊高齢者家族支援サービス利用手数料、第32号、子育て支援短期利用手数料を削除するものです。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行し、経過措置として、この条例は施

行日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については従前の例によることとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

青木委員。

○青木 亮委員 今回の条例の一部改正ということで、手数料の適正化の見直しということなんですが、こういった場でこの適正であるのか適正でないのかを協議されておられますでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 幹部会でまず諮りまして各課で調査しまして、最後に経営戦略会議のほうで決めております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の200円というのがありますけれども、一般的には200円から300円値上がっているということで非常に大幅に上がっているわけですが、その根拠と、それから近隣の状況はいかがでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） まず、コストを計算しまして、それぞれかかるコストを計算しまして、近隣と乖離がないようにということで改正しまして、近隣の状況なんですけど、愛知県内で9市町のほうが主に300円を取っている状況です。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 手数料の改定なんですけど、以前の改定はいつでしたかね。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 昭和63年4月1日になります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 昭和63年の改定で今まで改定をしてこなかった理由は何でしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） いろいろちょっと調べたんですけども、ちょっとそこら辺の書類とかが出てこなくて、その時々には検討はしてきたと思うんですけど、ちょっとわかりません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 最初青木委員のほうからどういった協議、経過を聞いていましたが、今回の適正化で議案が出てくるまで、いつぐらいから最初に検討を具体的に始められて今日に至っているのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 今回使用料と手数料の見直しをやるということで、昨年度ぐらいからそういう話があったんですけども、消費税が上がるタイミングでということでのタイミングになりました。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 証明手数料は消費税は非課税だったと思いますので、これは消費税ではなくて純然たる値上げだと思わなければならないんですけども、そういう値上げ、先ほど申しましたように8割の人が消費税値上げに不安を感じているというようなこの状況の中で、消費税分でもないのに値上げをする理由は何でしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 手数料に関しては消費税というものではなく、コストがかかっていますので、それを転嫁するという意味で今回改正ということになります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 この別紙の資料、新旧対照表にあります削除された部分、29、30、32の部分ですね。この削除の理由をお願いします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁できますか。

小川健康長寿課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 手数料については自治法で規定されておりまして、自治体の事務で特定の者に提供する役務に対する対価として規定するという事で定められております。今回徘徊高齢者家族支援サービス等ほか削除したものについては、これに当たらないということで今回整理をさせていただいたものでございます。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

近藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 29の在宅重度身体障害者等短期保護手数料でございますが、こちらは障害者総合支援法の整備により関連要項自体が不要となったためでございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 二宮子育て支援課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 豊明市子育て支援短期利用事業実施の部分ですが、こちらのほうは国の補助で決まっている単価で、市が委託してそれに対して国がまた本人の負担額を決めていますので、こちらの手数料からは削除させていただきました。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどの64号と同じですけれども、消費税の引き上げで市民負担が大変大きくなるまさにこの時期に、昭和63年からずっと手もつけていなかった引き上げ、一般的には200円から300円で50%ですけれども、中には100円から200円で100%の値上げというのもあります。こういった大幅な値上げというのは、先ほども言いましたように市民生活を守るのが行政の仕事でありますので、こういった社会情勢を考えたらこの時期にやるべきことではないというふうに思いますので、反対といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 議案第65号の豊明市手数料徴収条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

63年以來の改正ということで、近隣市町とのバランスを考えられて100円ぐらいの値上げということになりますけども、ここら辺の住民の方への周知を十分にさせていただくことをお願いしまして賛成いたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 議案第65号について、反対の立場で討論いたします。

先ほどの64号でも触れたことと似ているんですが、まず行政がいろんな工事でも安くてもいい仕事ができる力をつけてから、その後に市民には負担を求めるという順番であればいいんですが、年金も目減りする中、200円から300円、1.5倍に上がるというのはかなり大きな変化だと思いますので、反対といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 消費税のことを言われておりますけども、5%から8%は社会福祉に充てると。今回8%から10%の値上げ分に関しては、その財源というのはどのように使われるのかと。地方消費税交付金も豊明市は来ますし、幼児とか無償化なども財源の使用の使途は決まっております。コストもかかるという部分があります。消費税は上げなくて済めばそれでいいんですけども、この社会情勢の中、高齢化、また少子化のこともありますので、この時期に上げるというのは、値上げというのは誰もが反対だと思いますけども、いたし方ない部分がありますので、賛成といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第65号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（毛受明宏議員） 賛成多数であります。よって、議案第65号は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第74号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

青木市民課長。

○市民課長（青木由美枝君） 議案第74号 豊明市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い必要があるからであります。

住民票、マイナンバーカードに旧姓を併記できるようにするため、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和元年11月5日に施行されます。このことに伴い、自治事務である印鑑登録、証明においても住民票に記載された旧姓での印鑑登録、印鑑登録証明書の交付ができるようにすることが主な改正点であります。

また、そのほかにも、所要の規定の整備をするために改正しております。

なお、法令も含めて条例中、「旧姓」は「旧氏」と表記されています。

それでは、主な改正点について御説明いたします。

新旧対照表のほうの方がわかりやすいと思いますので、議案第74号、参考資料の1ページをごらんください。

中段あたりの第5条は、登録する印鑑について規定しています。第2項第1号及び第2号に、旧氏を追加することによって婚姻等で住民票の氏が変更になっても旧氏の印鑑の登録が可能となります。

次のページの第6条、こちらのほうは印鑑登録原票に登録する事項を規定しています。第3号に旧氏を追加することによって印鑑登録原票への旧氏の登録が可能となります。

次のページの下段、第11条は印鑑登録証明書に記載する事項について規定しています。

1枚おめくりください。

第1号を改正することによって住民票に旧氏が記載されている場合は、印鑑登録証明書に氏名とあわせて旧氏の記載が可能となります。

それでは、議案のほうに戻って最終ページをごらんください。

附則としまして、この条例は令和元年11月5日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

青木委員。

○青木 亮委員 この条例の一部改正というのは女性活躍推進に基づくものだと思います

が、お聞きしたいのが5の4かな。新旧対照表の5の4、11条の絡みですけれども、5の4、上段のほうにこれは多分OCRの機械のことが書いてあると思うんですが、このOCRというのは新たに購入するのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

青木市民課長。

○市民課長（青木由美枝君） こちらのほうにつきましては、既にもう昔から導入をしているものなんですけれども、条例上詳しい規定について定めていなかったものですから、この条例改正の機会にそういった字句の整理等をあわせてさせていただいているものです。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 参考までに教えていただきたいんですが、この議案の説明のときに女性活躍推進法の改正があつてというような説明がありました。

それで、先ほどの御説明ですと住民基本台帳法の施行令の一部改正で必要があるというようなことでしたけれども、この女性活躍推進法、住民基本台帳法施行令、こういったところの関係ですね。趣旨はイメージとしてはわかるんですが、どういうところが変わってこの氏を変えることに、旧氏でも印鑑証明が出せるようになるのか。その辺のところをちょっと御説明いただきたいと思います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

青木市民課長。

○市民課長（青木由美枝君） 今までの閣議の中でいろいろと決められてきております。それで、住民基本台帳法施行令につきましては女性が活躍するためには、今、公の証明などでは旧姓、旧氏が証明されたものがないものですから、女性が旧姓を名乗って社会で活躍するために不便だというようなことから、住民基本台帳法施行令については改正をされております。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 その趣旨はよくわかるんですけど、女性活躍推進法云々というふうなお話がありましたので、女性活躍推進法というのは改正内容を見てみると事業主が何をするかというようなことばかりが書いてあつて、行政がどうこうというようなことは余り書いてなかったような感じがするんですが、その辺とこことのかかわりがよくわからないので、それを教えていただきたいということなんですけど。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

青木課長。

○市民課長（青木由美枝君） 済みません。資料を探しますので、少しお待ちください。

○総務委員長（毛受明宏議員） 後ほどということで、ほかにございませんか。

しばらくかかりますかね。

○市民課長（青木由美枝君） 済みません。少しお時間を下さい。

○総務委員長（毛受明宏議員） 青木市民課長。

○市民課長（青木由美枝君） こちらのほうが持っている資料ですと女性活躍法だということではなくて、いろいろな、平成28年から始まりまして閣議決定の中で住民票に旧氏を併記して、本人のほうが証明として使えるようにするのが、そういうことをする必要がありというようなことを、いろいろなことが決められておりまして、そちらのほうに基づいてというような資料を持っております。

例えば平成28年5月20日の全ての女性が輝く社会づくり本部の決定でというようなことで、女性活躍加速のための重点方針2016というものが出ているんですけども、そちらのほうの中で住民基本台帳法施行令を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届け出により旧姓を併記することが可能となるよう速やかに準備を進めるというようなことが決定されているとか、それ以外にも閣議決定の中で今の旧姓を併記するというようなことがうたわれております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 これは結婚しても会社などで旧姓で活動する女性がふえている中、旧姓を使用しやすくなる改正だと思うんですけども、今言われているのは住民票とかマイナンバーカード、ここに旧氏を併記できるようにするために住民基本台帳を改正する政令ではないですか。これが4月に公布されてこの11月5日に施行されるものだと思っておりましてたけども、これは確認ですけども、質問は旧氏、また以前の氏と旧氏といつでも戻したり、旧氏にしたりすることはできるわけですか。この条例で。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

青木市民課長。

○市民課長（青木由美枝君） 条例の中ではそこまで細かいことはうたわれておりませんが、基本は条例は印鑑に関する条例についてだけ定めておりますので、今の旧氏を住民票に載せるというようなことについては法令ですね。住民基本台帳法の施行令のほう

で細かく規定はされております。

まず、住民票に旧氏を併記するには、それを希望される方御本人が必要な書類をそろえて市町村役場のほうに手続をしていただくことが必要になってきます。もしそれがもう旧氏は必要がないというようなことであればやめることはできますけれども、その後また旧氏を名乗りたいというような場合についてはちょっと細かい規定があるものですから、そのときと同じ旧氏はもう使えないというようになるかと思えます。

そのように、一度旧氏を名乗りますよ、住民票につけてくださいというふうに言って、あくまでも住民票の名前は結婚後の名前です。結婚後の名前で氏が出ているんですけども、そのこの別の欄のところにこの人の旧氏は何々だというようなことで御希望された旧氏を載せることになります。

それが併記されるものですから、普通に住民票で載っていても今までだと氏が変わるともうどこにも前の氏は載っていなかったものですから、その旧氏を載せることによって旧氏と下の名前を組み合わせた名前で私の名前は以前はこうだったんですよというようなことが証明できるようなもので、例えば住民票の写しだとかがとれるだとか、印鑑証明についても旧氏のままの印鑑を実印として登録をしていただくことができるようになったりということで、女性が旧姓の状態で何か証明だというようなことが見せられるようにしていくということが主な改正点となっております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第74号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第77号 豊明市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 議案第77号 豊明市消防団条例の一部改正について

御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたため、必要があるからであります。

この改正の経緯といたしましては、平成28年5月に成年後見人制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うことなどが定められたことがあるからであります。

それでは、内容について説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回の改正は第6条の一部を改めるものです。主なものは、第6条第1号の改正は、成年被後見人または被補佐人は消防団員となることができない規定を削除するものです。

第6条第2号及び第3号の改正につきましては、禁錮及び懲戒免職とも地方公務員法第16条に合わせたものとなります。

附則といたしまして、この条例の公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 教えてほしいんですけど、先ほど説明の中で地方公務員制度の一部改正ということでこの成年被後見人と被補佐人が今回除かれることになったということなんですけど、この地方公務員制度の一部改正の内容をちょっと教えていただきたいと思えます。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

羽場防災防犯対策課主幹。

○防災防犯対策課主幹（羽場浩一郎君） お答え申し上げます。

地方公務員法での主とする改正は、先ほど説明をさせていただきました被後見人または被補佐人ですね。ここを削除することがメインとなっております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 地方公務員法でこれを削除するというような改正がされたということ

ですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

羽場主幹。

○防災防犯対策課主幹（羽場浩一郎君） 済みません。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、これが6月14日に公布されました。その中で国家公務員法ですとか地方公務員法、あるいは数々の古物営業法等のさまざまな法律が改正をされまして、その中で地方公務員法も改正をされています。

その内容となりますと本当に語句の整理でございまして、例えば漢字である「且つ」を平仮名に、「かつ」に直したり、「但し」という漢字を「ただし」に直したり、そういった改正が先ほど申し上げた通称整備法と呼んでいますけれども、整備法第44条で地方公務員法の一部が改正されております。

その地方公務員法の改正が先ほど申し上げました第44の第1項で漢字の整理等なんです、そこの次に見出しを変更いたしましたり、それもまた漢字の整理です。すべてという平仮名を漢字の全てに直したり、語句の整理に加え、先ほど申し上げた欠格事項である被後見人等ですか。そこを削るといふ、そういった改正になっております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 このことで署として特に対応しなければならないことが何かあるでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

羽場主幹。

○防災防犯対策課主幹（羽場浩一郎君） 特に対応しなければならないということはございません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございせんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第77号は、原案のとおり決することに御異議ございせんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第77号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで会議の途中ですが、10分間の休憩といたしますが、総務委員会の所管に関係しない職員は退席を願います。

(関係職員以外退席をなす)

○総務委員長(毛受明宏議員) 休憩に入ります。

午前10時57分休憩

午前11時7分再開

○総務委員長(毛受明宏議員) 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

続いて、議案第78号 令和元年度豊明市一般会計補正予算(第5号)のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

中村企画政策課長。

○企画政策課長(中村泰正君) それでは、令和元年度一般会計補正予算書(第5号)のうち、企画政策課所管分の御説明をしますので、補正予算書の9ページ、10ページの上段をごらんください。

2款1項8目 地域創生事務事業として352万円の増額となります。10ページ上段の説明欄、地域公共交通会議委員報酬16万円は、会議等の開催回数の変更が見込まれることから増額するものでございます。

その下にあります乗合交通負担金336万円は、協賛金の合計額が当初の見込みより少額となり、停留所1カ所当たりの単価の変更に伴い増額するものでございます。

以上で企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長(毛受明宏議員) 水野市民協働課長。

○市民協働課長(水野美樹君) 続きまして、市民協働課所管分について説明をさせていただきます。

同ページ上段になります。2款1項11目 市民活動推進費は、補正前の額1億1,818万4,000円に449万2,000円を増額し、1億2,267万6,000円にする案でございます。

3 区長会事業、19節 負担金、補助及び交付金で、集会所改修等補助金449万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。内訳は桜ヶ丘公民館の屋根外壁塗装工事、西川会館の雨漏り改修工事の要望が出ている分と緊急用の予算を確保するためでございます。

す。

以上で市民協働課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） それでは、税務課が所管するものについて御説明いたします。
ページはそのままお願いいたします。

9 ページ中段、2 款 総務費、2 項 徴税費、1 目 税務総務費におきまして34万6,000
円を増額し、合計2億7,888万8,000円とするものです。こちらの増額は産休代替職員1名
分の報酬でございます。

以上で税務課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 防災防犯対策課が所管するものについて御説明いた
します。

補正予算書の13ページ、14ページをごらんください。

中段でございます。9 款 1 項 4 目 災害対策費、災害対策事業の354万4,000円は、委託
料及び備品購入費であります。このたびの委託料267万3,000円の計上は同報無線整備基本
設計委託の経費となるものです。

これは地震、台風、豪雨など、さまざまな災害発生時に市民の皆さんに災害や避難の情
報を伝えるための重要な情報伝達手段として、境川沿岸地区及び土砂災害警戒区域の災害
警戒対策として、令和2年度に計画をしております境川沿岸地区及び土砂災害警戒区域へ
の同報系無線整備の設置のための工事基本設計の費用となるものです。

次に、備品購入費87万1,000円の計上は災害事業資機材購入の経費となるものです。昨年
度に続き事業所様より避難所に資機材を配備するための財政支援として寄附をいただき、
災害時用移動式赤ちゃん駅を豊明小学校、中央小学校、沓掛小学校の3小学校の指定避難
所に配備するものです。

続きまして、歳入を説明いたしますので、7 ページ、8 ページにお戻りいただきたいと
思います。

17 款 1 項 1 目 一般寄附金50万円は、歳出補正予算9 款の防災防犯対策課が所管するも
ので御説明いたしましたとおり、災害時用資機材として災害時用移動式赤ちゃん駅を配備
するものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続いて、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。

15ページ、16ページをお願いいたします。

13款 諸支出金、1項1目の財政調整基金積立事業の財政調整基金積立金は5,827万7,000円を増額補正するものです。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、7ページ、8ページにお戻りください。

最下段の21款 市債、1項6目の臨時財政対策債8,670万円は、当初予算で8億円をお認めいただいておりますが、交付税算定から臨時財政対策債発行可能額が8億8,676万2,000円と通知されました。これに伴い差額分の増額補正を行うものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方はページ数を示してお願いいたします。

質疑のある方は挙手願います。

三浦委員。

○三浦桂司委員 一番最後に説明があった4ページ、地方債補正の臨時財政対策債について、今、発行限度額まで借りたとお聞きいたしました。ちょっと確認なんですけども、今まで本会議質疑とか決算委員会の質疑でこの点がよく出ておりますので、この臨時財政対策債、国の地方交付税の特別の財源が不足して、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして豊明市に地方債を発行させる制度だと私は思っております。

豊明市が地方債を発行する形式になりますけども、償還に要する費用というのは後年度の地方交付税で措置されるので、財政力指数は0.91、豊明市はこの基準財政収入額と需要額の差を臨時財政対策債で補ってもらうもんで、これは地方交付税の代替財源と見て差し支えないんですか。この臨時財政対策債というのは。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） そのとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今、交付税措置されるということでしたけれども、確認ですが、これ

は臨時財政対策債を借りても借りなくても需要額に理論値として算入されるというふうに理解しておりますが、そういうことで間違いはないでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） そのとおりでございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の臨時財政対策債でこの二、三年臨時財政対策債で借り増したもののについて、建設事業債のほうに振りかえるというようなことが年度末に行われておりますが、今回もそういうようなことは想定されての計上というふうに理解してよろしいでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） それを直接の目的としているわけではありませんが、ただ財源調整、資金手当との関係で3月に見直すことはあります。昨年度もそれで下げるほうをお認めいただいたということです。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 補正予算書13、14ページの同報無線整備基本設計委託料267万3,000円についてお聞きします。これは基本設計料がここに出ていますが、令和2年度に工事に入っていくということですが、次年度以降にかかる費用はどのぐらいを想定して設計が出ているのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今回基本設計を補正予算のほうに上げさせてもらったんですけども、令和2年度に行います工事のほうにつきましては今、金額のほうを固めておる段階で、3月の新年度予算のほうに計上していく準備をしておりますので、今の段階でははっきりしたことはちょっと申し上げられません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 今、境川沿いと三崎の土砂のところというふうに聞いておりますけれども、大体何本程度、何カ所程度設置する予定なのかだけをちょっとお聞きします。予定で結構です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 現在設置する見込みといたしまして計画しておりますのは9カ所を考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 基本設計ということは先ほど工事のお話がありましたけれども、工事との間に詳細設計もあるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 済みません。もう一度お願いします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員、もう一度お願いします。

○ごとう 学委員 基本設計ということですので、工事前に詳細設計がこれとは、この基本設計とは別にあるのかどうかということ。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今年度は基本設計のみです。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 予算書の9、10ページの2款1項11目の19節 区長会事業ということで、449万2,000円が増額ということで桜ヶ丘と西川の屋根、それから雨漏りの補修工事ということで、これは限度額がたしか200万だったと思うんですけれども、449万だと49万2,000円オーバーというふうに思っちゃうんですけれども、この辺はどうでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 桜ヶ丘と西川のほかに緊急用の改修工事費が入れてあり

ます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 先ほどの防災同報無線のほうで今年度は基本設計だよと、詳細設計は来年度あるんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 来年度実施設計を予定しております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 10ページの地方創生事務事業の地域公共交通の下ですね。乗合交通負担金、これはチョイソコのことですよ。まず確認。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） はい。そのとおりです。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 現在チョイソコの停留所というのは何カ所ぐらいあるか把握しておられますか。わかります。すぐ答えられます。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 9月1日現在で住宅地で60カ所、それから民間で43カ所、それから公共施設で4カ所となっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

三浦委員。

○三浦桂司委員 この停留所というのは設置するところの条件というものはございますか。条件というか、10万がどうのこうのってかつて聞いた記憶があるんですけども。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 条件といいますと、例えば民間の場合ですとサポートプランといって月に5,000円とか1万円といったお金を支払っていただくということになります。それから、民間につきましましてはもともと事業者と市のほうで、公共につきましましては負担金に関する覚書というのを結んでおりますので、そこに準じて協賛金の金額に応じて変化していくというような状況になっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど民間のほうで103カ所ですかね。合わせると。駐車場があるということですがけれども、そちらのほうも同じように引き上げになるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） そちらについては従前どおりで変更はございません。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 どうして公共だけが引き上げになるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 公共につきましましては、先ほど申し上げましたとおり負担金に関する覚書というのを交わしておりますで、その中で協賛金の合計額に応じて、協賛金が多くなれば市の負担金額というんでしょうか。それが減額になるようなそういった覚書を結んでおりますので、今回当初見込んでいた10万円という、1カ所当たりの金額よりも協賛金が少ないものですから、これが13万5,000円に変更に伴うことによって補正増額をお願いしているものでございます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 済みません。1カ所10万円というふうに決まっておるんじゃないですか。それより少ないというのはどういうことでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 協賛金の合計額が52万円未満の場合は13万5,000円になっております。それから、10万円というのは52万円以上80万円未満ですと10万円と。それ以上、80万円以上108万円未満ですと6万5,000円ということで、最大108万円以上になった場合には3万円というふうな形になっておりますので、3万円から13万5,000円の中で変動するという状況になっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この事業はアイシンとスギ薬局の事業というふうに聞いておりましたけれども、民間の事業じゃないんですか。これは。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 先ほど申し上げました民間の部分の金額ですね。これが変更ないというのは、その部分につきましては事業者が民間のスキームで事業を行うということです。その金額は民間事業者さんが努力をされて5,000円とか1万円という事業所をふやしていただいて、できるだけ市内の多くの方がこの事業に賛同していただくという形でこの事業を支えていくようなスキームになっています。

ただ、それが多くなっていくと市が負担、いわゆる税金の負担がなくて、目標としては民間の事業者の支援によってこの事業が賄えるようになったらいいということでこうしたスキームになっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、民間ベースでやっていくけれども、赤字というのか、経営が苦しくなれば市が一定限度で、限度はついておると思いますが、その限度の範囲内で保証するというような、そういう協定になっておるということでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 協定というのはあくまでも負担金に関する覚書でございますので、先ほど言った金額のことですとか、あと公共の場所がどこだとか、そういったことがうたわれているのみでございます。

それから、赤字の補填ではなくてもともとこれは沓掛地区とか、ひまわりバスが走っていたところが、そういった路線がなくなったことである程度公共交通としての新たな選択という形になっておりますので、そのあたりについては市のほうが応分の負担をする必要があるというふうに考えておりますので、先ほど申し上げた住宅地の60カ所については、ここについては負担金というのかかかっていないというような状況になっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁は終わりました。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今のところで地域公共交通会議委員報酬が16万増となっておりますけれども、年度途中でこの委員の報酬はなぜ足りなくなったのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 当初の段階では、通常この公共交通会議というのは年2回、いわゆる実績の報告であったりとか、そういった形で年2回程度、それから部会という会長が必要に応じて必要な委員を招集して部会を開くことができることになっておるんですが、このあたりも2回分予定しておいた。予算取りとしてはその合計4回分をとっておいたわけですが、今いろいろと実証実験を行ったりする中で会議とか部会の回数が2回とかでは足りないということで今回補正するものです。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 また補正予算書13、14ページの同報無線のところですか。この無線機というのは今、市が持っている無線を使うのか、新たに全部購入するのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今現在市のほうが持っております無線につきましては、同報無線でなく移動式の無線ということですね。要は簡単にいうとトランシーバー式のものになります。それではなくて同報無線という市のほうから一方的に情報を伝達してスピーカー等で各地域の外にいる方のところに伝達するもので、今現在あるものとは全く別の物と考えてください。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 同じく同報無線に関連するんですが、境川流域ということで豊明ではなくて、豊明だけではなくて近隣で境川が通っている関係市町もあると思うんですが、もしわかればなんですが、そういったところもこういう同報無線はもう既に設置されているのか、これから設置するような話があるのかというところは。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 近隣の市町村につきましては同報無線を設置しております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほどのチョイソコの関係ですけれども、経営状況がよくないと市が負担をふやさなければならぬというところが、この仕組みがどうもよくわからないんですけれども、そういうふうですと負担がふえるような協定が結ばれるというのは何らかの形で、例えば債務負担行為を起こしておくとか、財政的な措置というか、そういうのは必要になってくるんじゃないんですかね。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） こちらにつきましてはいわゆる前月末現在の状況に応じて翌月払うというような、そういったスキームになっておりますので、とりあえずいわゆる予算としては前月と協賛金が境目のような状況になったときに、翌月10万円になることがあったり、今月は13万5,000円なんだけども、協賛企業が少しふえたことによって協賛金の合計がふえると翌月10万円に減るとか、またなくなられて今度はふえたりとか、そういう変動が起こり得ますので、毎月請求を受けてそれで我々のほうからお支払いするというような、そういう形になっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 それが予算があって予算の範囲内で行われるということであれば問題ないかなと思うんですけども、今回のように補正予算を出してこないと払えないということは、予算がないのに負担の必要が生じたときには負担をするという協定、覚書というか、結ばれておるわけですね。そういうことが財政運営上問題ないですか。それ。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 債務負担行為を起こしていないものですから、今回補正予算として上げているものです。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、補正予算が通らなければそれは覚書違反でも払わなくてもいいということですかね。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） もともとこの覚書の中には金額は先ほど申しあげましたように4つ区分があります。それで最高額が13万5,000円ですので、今年度については青天井でどんどん上がっていくという、そういうものではないので、最高で13万5,000円なんです。

ただ、当初の予算を組んだ段階のときにはできるだけ民間事業者が協賛企業をふやしていった合計額をふやそうというようなこともございましたので、10万円ぐらいのところまでセッティングしてここを目標に頑張っていくということで、それを当初予算に上げておいたんですが、なかなか協賛企業が集まらないということでちょっと負担金の枠の中で増額をさせていただくというような形になっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この議案第78号の一般会計補正予算（第5号）について、先ほどの乗合交通負担金のところで、私としては疑義を感じる部分がありますので、この委員会では賛成といたしますが、後ほど精査した上で、本会議のときはどうなるかわからないという前提で賛成ということにさせていただきます。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 私も賛成ということで、同報無線なんですけど、令和2年に工事という

ことであります。地震、台風、災害時のためにより早く整備ができるようお願いをいたします。

災害時用の資機材の購入費、赤ちゃん駅なんですけども、昨年度にも続き今年度も御寄附をいただきました。感謝を申し上げます。残りの小学校にも配置されることをお願いいたします。また活用されることを要望いたしまして賛成といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ副委員長。

○ふじえ真理子委員 同じく議案第78号、補正予算について、賛成の立場で討論いたします。

何度もしつこいですが、基本設計、そして工事というところで適切な設計、目視できない部分の追加はもちろんやむを得ないんですけども、その辺をきっちりとしていただきたいということと、あとは同報無線のほうはこれは本当に命を守るということで大事なことは思うんですが、今後大きなお金もかかってきます。先ほど近隣の境川流域の市町はもう既に設置しているということでしたので、もし設置していないようであればそういったことも市町を超えて共有してつけるほうがコストが安くなるのかなと思ったんですが、その辺はなしということで、以上で賛成です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 議案第78号、補正（第5号）について、賛成の立場で討論をいたします。

50万円の寄附をいただきましてまことにありがとうございます。今回の補正につきましては、緊急性等ある補正内容であるかと思しますので、財源を浮かして速やかに執行していただくようお願いします。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第78号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでございました。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前 1 1 時 3 5 分閉会